

「いのちのとりで裁判」に対する大阪高等裁判所判決への声明

2023年4月21日

特定非営利活動法人
大阪医療ソーシャルワーカー協会

2013年から3回にわたり行われた生活保護基準の引き下げに対し、日本国憲法で保障された最低限度の生活を下回る生活を余儀なくされたと生活保護受給者がその違法性を訴え、支給額引き下げの取消しを求めて全国29都道府県で提訴した「いのちのとりで裁判」で、2023年4月14日に大阪高等裁判所にて判決が下された。本判決では、原告側の訴えが退けられ、逆転敗訴という結果になった。

2013年からの生活保護基準引き下げにおいて、その根拠として用いられた「デフレ調整」「ゆがみ調整」については、生活保護世帯の消費実態を客観的に反映していないだけでなく、消費者物価指数等の客観的な統計との合理的関連性や経済学・統計学等の専門的知見との整合性を欠いているとの指摘とともに、引き下げにあたっては専門的な見地からの検討を経ないなど、引き下げの根拠や政策決定過程への疑義が指摘されていた。

1審大阪地裁判決では、この点を考慮し「デフレ調整」の違法性を認め、被告である国側の主張を退け、原告勝訴の判決が下されたのだが、本判決では、政策決定にあたって採用する統計データは行政の裁量権の範囲とし、生活保護基準引き下げの判断の妥当性を認め、厚生労働省に裁量権の逸脱や乱用はなかったと結論づけた。

生活保護制度は、日本国憲法第25条に基づき、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障するものである。本判決においては、2013年からの生活保護基準引き下げにより生じた原告の暮らしぶりの変化は、健康で文化的な最低限度の生活を維持できていたかどうかについてまったく検討されていない。また、客観的・専門的見地から疑義のある根拠であっても行政側が政策決定に用いることを容認しており、行政が恣意的に統計データを操作し政策を決定・遂行できる可能性を残してしまった。法と良心に則り行政の過誤を正すべき司法の役割を放棄したとも言える判決内容であり、人権と社会正義を尊重するソーシャルワークの立場からは到底受け入れられないものだと指摘せざるを得ない。

「いのちのとりで裁判」には千名を超える生活保護受給者が原告として参加し、本年4月14日までに大阪地裁含め19の地方裁判所で判決が下され、9カ所の地方裁判所で原告が勝訴を勝ち取ってきた。苦しい生活状況の中、勇気を持って原告団に参加された方々、ならびに弁護団はじめ原告を支援してきた関係者へ深く敬意を表したい。

あわせて、今後の各地の裁判においては、生活保護法の理念を適切に踏まえた判断がなされることを期待し、原告はじめ生活保護受給者が1日も早く健康で文化的な最低限度の生活を取り戻せることを切に願う。